

「和解」はなぜ困難なのか ——慰安婦問題と市民運動・歴史研究——

外村大

1. 研究の状況と本稿の課題

1990年代以降、日本帝国の侵略戦争や植民地支配におけるアジア近隣諸国の人びとへの加害の歴史が改めて問われることとなった。そのなかでも、日本の軍人らへの「性的慰安」を強制されていた慰安婦の問題はとりわけ注目を集めた。元慰安婦の被害当事者は日本政府に謝罪と補償を求め、これを支援する市民運動も国際的な広がりを持って展開された。

これに対して、日本政府は、1990年代半ば以降、調査を行い、1995年には女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）を設立して、日本国民からの募金をもとにした償い金の支給など元慰安婦の女性たちのための各種事業を展開した。しかし、それは、元慰安婦やその支援者からの批判を受け、期待された効果を挙げるができなかった。特に韓国では元慰安婦の被害女性の多くがアジア女性基金の事業を拒否した。このため、日韓間では引き続き、慰安婦問題は懸案事項となった。その後、2015年に、日韓両国政府の間で合意が成立し、日本政府の国庫の10億円をもとに韓国政府が財団を設立して、韓国人の元慰安婦やその遺族のために各種事業を行うことが発表された。これを受けて実際に、和解・癒し財団が設立されたが、韓国内では、被害当事者の意向を十分に受けとめていない合意であるとの批判の声があり、現在も、謝罪と補償を求める市民運動が展開されている。

このように、日韓間の慰安婦問題は、1990年代初頭から2022年の現在に至るまで、解決を見ていない。そして単に長期化しているだけでなく、状況は悪化しているとも言える。1990年代前半には、日本社会の中でもこの問題に関心を寄せる人びとは少なくなく、日本の大手新聞の世論調査でも、元慰安婦への補償を行うべきだとする意見への賛同も相対的に多数となっていた（後述）。ところが、現在の日本では、慰安婦問題についての関心は少ない。そしてもし、そのことを話題にしたとしても、多くの日本人から返って来る反応は、おそらく“すでに元慰安婦のための事業を行い謝罪もしたのになぜ、韓国人たちはいつまでも問題を蒸し返すのか”というものであろう。しかも、日本社会では、慰安婦は当時合法でよく行われていた売春を業としている人びとだったのであり、日本政府や日本人が謝罪する必要はないといった主張が、一定の影響力を持

って流通している。このことは韓国社会の一部で言われる“日本人は自分たちの加害の歴史を反省しようとしないう人びとである”という認識に根拠を与えてしまっている。慰安婦問題は、30年が経過しながら被害当事者が満足しうる解決が得られていないだけでなく、日韓両国において、国民間の対立を生み出しているのである。

こうした状況に陥っている今日、慰安婦問題の解決が困難となり、市民間の葛藤が生じた原因を考える必要がある。この点については、この問題の解決をめざして尽力してきた人びとや、政治学者や国際関係論の研究者らによって議論が始められている。ここでは、慰安婦の女性たちが受けた人権侵害を否定するような日本国内の思想・言論状況のあり方、韓国内でのこの問題をナショナリズムの観点から扱うことの問題、解決策に対する評価、特に支援者の政治的な判断、マスコミ報道のあり方などに焦点が当てられ様々な考察が提示されてきた¹。そして、そのうえで問題解決のために、日本政府の首相が心からの謝罪をすべきであるとか、被害当事者や遺族には明確に国家賠償としてのお金を支給すべきであるといったことが提案されている。こうした議論は、もちろん有益であり、考えるべき重要な論点を提示して来たと評価できる。

だが、慰安婦問題を解決する上でもっとも重要なのは、謝罪のパフォーマンスをどう工夫するか、渡すべきお金の性格や原資をどうするかということなのだろうか。そのことも確かに検討する必要はある。ただし、それだけで状況が改善されるかは疑問である。

ここで想起すべきこととして、近年、歴史問題を語る際には「和解」の語がしばしば用いられていることがある。この語の使用が目立ち始めたのは、「戦後処理」として構想された日本政府による謝罪や補償に代わる措置（慰安婦問題についてはアジア女性基金として実行に移された）によっても、歴史問題が解決に至らず、むしろ日韓の市民レベルでも葛藤が目立つようになった2010年代頃からのことである。「処理」という語は、しばしば一回限りの行為で事務的にある問題を終わりにする行為を意味する。これに対して「和解」という言葉は、心からの理解をもって、人びとが新たな関係を作り出すというイメージを伴う。慰安婦問題をはじめとする、歴史問題の解決の条件となるのは、こうした意味での和解を市民社会において広げていくことだと考えられる²。それはおそらく、慰安婦にされた被害当事者の多くが切実に望んでいることではないだろうか。元慰安婦の韓国女性たちは、自分たちが望んでいるのはお金ではなく、歴史を多くの人

¹ 大沼保昭『「慰安婦」問題とは何だったのか——メディア・NGO・政府の功罪』（中央公論新社、2007年）、熊谷奈緒子『慰安婦問題』（筑摩書房、2014年）、和田春樹『アジア女性基金と慰安婦問題——回想と検証』（明石書店、2016年）など。

² この点について考えた共同研究の成果として、外村大編『和解をめぐる市民運動の取り組み』（明石書店、2022年）も参照されたい。

に知ってもらうことであり、特に若者たちに歴史教育を行ってほしいと語っている³。

したがって考えるべき問題は、なぜ市民社会レベルでの和解はなぜ困難なのか、それを困難にしてきたのは何なのかということになる。これについても、いくつかの要因が考えられるが、以下では、慰安婦にかかわる史実がどのように語られ、いかなる点が研究され、それがどのように人びとに受け止められてきたかについて着目していく。その際、とりわけ、元慰安婦を支援する市民運動やそれと協力しつつ展開されてきた歴史研究のあり方に着目して、考察していく。市民運動団体や歴史研究者は、前述のような市民社会レベルでの和解を形成しうる重要なアクターであると考えためである。

2. 問題の焦点化と史実認識

慰安婦問題が社会的に注目を集めるようになったのは 1990 年代初頭であった。しかしそれ以前に、慰安婦の被害がまったく知られていなかったわけではない。それは戦中も、戦後直後も語られていたし、1970～80 年代には、韓国のみならず日本でも新聞や雑誌で関連記事が掲載され、いくつかの著作もまとめられている。そこでは、日本帝国が組織的、政策的に奴隷狩りのようにして朝鮮人女性を強制連行し慰安婦にしたことも語られていた。それが事実であるとは見なしがたいという評価は、1990 年代以降の歴史研究のなかで一般的になっていくが、それ以前には疑義をとる人もいなかった。これは特に不思議なことではない。日本帝国、戦中の軍部の強権ぶりはよく知られていたのであり、とりわけ植民地の民衆に対しては、人権など顧みられてこなかった事実がある。また、炭鉱等へ朝鮮人男子を大量に配置した労務動員については、この時点でも実証研究が進んでおり、拉致同様の要員確保の実例も確認されていた⁴。こうしたなかで、慰安婦は、政策的な奴隷狩りのような強制連行によって連れて来られた女性たちであるという言説は検証の対象とはなりにくかった。

ただし、そもそも慰安婦の存在自体を知らない人びとも少なくなかった。マスコミがそれについて取り上げることは稀であり、一般向けの歴史書での記述もほとんどなく、そもそも重要なトピックであると考えている研究者もおそらく一人もいなかったからである。これが 1980 年代までの状況であった。

しかし、1990 年代に入ると、民主化の進展を背景に、日本の過去について史実を明らかにし謝罪や補償を求める市民運動が韓国内で高まり、韓国政府もこれに対応する動き

³ 例えば、被害当事者の一人である李容洙は、日韓の若者同士の交流、歴史教育の必要性を望むことを語っている（『中央日報（日本語版）』2020 年 5 月 26 日付「慰安婦問題の解決、韓日の学生たちにかかっている…歴史勉強が必要」。<https://s.japanese.joins.com/JArticle/266321?sectcode=400&servcode=400>

⁴ 朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』（未来社、1965 年）が刊行されたあと、日本各地での強制連行にかかわる調査が展開され、いくつかの著作もまとめられている。

を見せるようになる。もっとも、1990年5月の盧泰愚大統領訪日の際に、論じられたのは「徴用」された労働者や軍人・軍属についてであった。つまりこの時点では、慰安婦問題が焦点となっていたわけではなかったのである。翌月6日の参議院予算委員会では、これに関連する野党議員の質問があったものの、そこでの議論の中心は労働者の強制連行についてであった。そのうえで、この議員は、付け加えるような形で、慰安婦についても調査を行う考えがあるかを質したのである。それに対する日本政府の官僚（労働省職業安定局長）の答弁は、慰安婦は民間業者が連れ歩いたのであり、日本政府としての調査は難しい、というものであった。そして、この答弁は新聞等でも報道されたとは言え、扱いは小さかった⁵。

だが、慰安婦問題に関心を持っていた人びとの間では、この発言に対する怒りが広がっていった。占領地などに置かれた慰安所で軍人相手に「性的奉仕」を強要された慰安婦の被害が、日本帝国政府やその軍隊と無関係であるはずはなく、それは当然であった。こうしたなかで、翌年8月、日本政府がそのような態度をとっていることを知った、元慰安婦の韓国人女性、金学順が実名で記者会見を開くことになる。さらに、12月には、日本政府に対する補償を求める裁判が始まり、出廷のために金学順が来日した。これを受けて、日本のマスコミでも関連報道が増加していく。来日した金学順についての新聞記事では、前述の日本政府の国会での答弁を聞いて怒りがこみあげたとする、彼女の言葉を紹介していた⁶。

同じ頃、韓国では金学順以外の被害者も名乗り出て、彼女たちを支援する市民運動の動きが活性化することとなる。以後、マスコミ報道もさらに増えるなかで、それまで慰安婦について考えて来なかったか、あるいはそもそもその被害の事実を知らなかった人びとの間でも、この問題に対する関心が広まっていった。その際、元慰安婦たちが慰安所に連れて行かれた経緯や、そこで受けた被害についての情報源となったのは、主には前述のような1980年代までに出た著作であった。こうしたなかで、韓国に限らず日本においても、市民の間では、日本政府に対する批判が強まった。それはしばしば、動員政策の一環として奴隷狩りのような強制連行まで行われていたにもかかわらず、責任を回避し、史実を隠そうとしているとの認識によっていた。

その後、1992年1月には、歴史研究者の吉見義明の調査によって、日本帝国の行政当局や軍の作成した文書のなかに慰安婦に触れたものがあることが明らかになった。これ

⁵ 『朝日新聞』1990年6月6日付（夕刊）付「朝鮮人強制連行問題解明に努力 海部首相、予算委で答弁」で、問題となった答弁は報道されているものの、この記事の文字数は全体で510字であり、その内容は、見出しにあるように主には「強制連行」、つまりは慰安婦以外の労働動員についてのやり取りを中心としていた。

⁶ 『朝日新聞』1991年12月6日（夕刊）付「“恨”の半世紀、決意の訴え「胸痛い、でも話す」 元従軍慰安婦提訴」。

により、慰安婦の要員確保等についての日本帝国政府の関与は否定できなくなる。ただ吉見が見つけた史料は、慰安婦募集の業者選定についての注意や中国渡航についての取り扱いを述べたもので、公権力の政策的な強制連行を裏付けたとは言えなかった。しかし、そのことは、一部の史料は発見されたもの、まだ、日本政府は都合の悪い事実を隠しているであろうという推測にもつながった。かくして、これ以降、日本政府に対して徹底した調査と史実解明を求める声が高まっていくことになる。そこではもちろん、国家による政策的な強制連行の史実があると見て、それを認めさせようとする主張も見られた。例えば、1992年2月19日の衆議院予算委員会では、野党議員が、吉田清治の証言を紹介し、さらに「これは今裁判になっておる原告の方々も同じことを言っている」として、日本政府の認識を問い質していた（なお、この議員は吉田清治を国会に参考人として呼ぶことも求めていたが、これは実現していない）⁷。

3. 為政者の論理と被治者の感覚

慰安婦問題への注目が高まる過程では、1990年の日本国国会での政府委員の発言は忘れられていった。あるいは、そもそも丁寧にその発言内容を理解しようとする人など最初からほとんどいなかったとも考えられる。それは、当時、単に日本政府のごまかしの態度を表すものとしてのみとらえられた。現在、金学順の勇氣ある行動が、“慰安婦は民間の業者が連れ歩いたと日本政府が言っている”ということに対する怒りからなされたのであり、そうした日本国国会での発言があったことはしばしば語られるが、そこで述べられた正確な文言を確認しようとする者はおそらく少数である。

もっとも、いわゆる一次資料（この場合は、日本の国会の議事録）にあたってみると、結論は変わらないかもしれない。確かにそこでは、慰安婦と日本帝国政府はまったく無関係であると捉えられるような見解が示されているのであり、責任逃れのための不誠実な態度による発言と見られても仕方ないであろう。また、余計な仕事を増やしたくないというのはしばしば誰しもが思うことであろうし、そこから答弁にたった官僚としてはできる限り責任を回避しようという気持ちがあったらうことも推測できる。

ただし、問題となったやり取りでの日本政府委員の説明は、法令と慰安婦との関係という点に関する限り、間違ったことを述べているわけではない。「強制連行」に関連して慰安婦のことを聞いた野党議員に対して、労働省職業安定局長⁸の政府委員は、国家総動

⁷ 伊東秀子議員の発言（『第123回国会衆議院予算委員会議事録』第4号、1992年2月19日）。

⁸ 職業安定局は、失業雇用対策などを担当している。現代日本の多くの市民にとっては、雇用失業行政とさえ、ハローワークなどでの業務が思い起こされるにすぎず、これがなぜ、強制動員の関連で答弁をしなければならないのかと疑問であろう。しかし、ハローワークの前身である職業紹介所は戦時期には動員業務を担う行政機関であり——付言すれば動員業務を遂行するために国営化され

員法の話を持ち出した。これは、法令との関係を常に念頭におく官僚の習性によるものだっただろう。ここで日本帝国の臣民の権利について述べれば、自由権は法律の範囲で認められる、とされていた。このことは、強権的であったというイメージがある日本帝国が（それは間違いでもないとして）、実は恣意的に個人の自由を奪っていたわけではないことを意味している。つまり自由権を制限するには、帝国議会を通した法律に依らなければならなかったのである。そして、だれかがある種の業務に就かせる法律は（兵役に関するものを除けば）国家総動員法であった。もっとも、その点までも、政府委員は説明したわけではない。彼が述べたのは、国家総動員法に基づく徴用は、同法第2条に各号列挙された総動員業務にのみ行いうるのであり、そのなかには「お尋ねの業務」、すなわち慰安婦としての仕事は含まれず、したがって、同法に基づいて慰安婦を動員したわけではないということだった。つまり、慰安婦になった女性たちには法律に基づく国家の強制力は加えられていないということを説明したのである。

法律の条文がどうなっているか、それとの関係で現象をどのように見るかという議論ということであれば、この説明は正確であった。しかし、それは為政者の論理に基づく見解の提示に過ぎないものであった。

前述のように、金学順は、日本政府の慰安婦についての説明に対して怒りを覚えて、慰安婦にされた自身の体験を語った。おそらく、彼女はこの労働省職業安定局長の説明を含む国会でのやりとりについての話をどこからか聞いて（もちろんそれは正確な議事録そのままの言葉を知ったわけではないだろう）、そのような説明が問題であると考えたのである。その際、彼女は、為政者の論理の説明としてそれが間違っていると反論したわけではない。つまり、国家総動員法のどの条文をどう解釈すべきか、自身の体験がそれとどう関係しているか、いないかといったことについては、彼女は一切、取り上げていない。金学順に続いて、慰安婦にされた経験を名乗り出た韓国人の被害当事者も、しばしば強制連行を認めよと主張したが、しかし法律との関係がどうであるかなどを縷々説明することはなかった。

これは余りにも当然のことであろう。なぜなら、元慰安婦の女性たちの多くは、近代的な教育を受ける機会は得られず、世の中にどのような法律がありそれが自分たちとどうかかわっているかをじっくり考えるような生活は送って来なかったからである。しかしそうであるがゆえに、日本政府の公式見解に向けられた元慰安婦の女性たちの言葉の意味や意義は、その支援者の間でも十分に捉えられて来なかったのではないだろうか。

元慰安婦の女性たちは、各種の法令や行政の動員政策の体系をほとんど理解していなかったであろう。同時代の関係者のために分厚い法令の解説本が何冊も出るほど、関連

た——その業務を管掌する厚生省勤労働員局のちに労働省職業安定局となっていくのであり、この問題の担当部署となったという事情がある。

法規は複雑なので、これは当然である。そもそも、漢字や日本の文字のみならずハングルも読めない者も当時の朝鮮女性たちには珍しくなかったのである。しかし、被害当事者たちは、日本帝国の法令や政策について、知らず、わからなかったが、同時に、それを語ることで自体が意味をなさないという事実を、身をもって経験していた。彼女たちは、自らの体験を語ることでそのことを訴えていたのである。

為政者は法令に基づいて各種の施策を遂行するのであり、そこでの自分たちの出す命令や処分と無関係に行われる民間の人びとの活動は、自分たちが関知しない事象である、との論理を立てる。しかし、ある現象が、法律の条文には書かれていない、だが実態として公権力の作用もかかわって起きているということは当然、ありうる。国家とは無関係であり、戦時下に女性たちを慰安婦としたことは強制連行ではない、という説明は、その点を無視していた。

また、植民地支配のもとにある被圧迫民衆は、日本帝国の官吏や警官、軍人・軍属だけが公権力を行使する主体であるとは認識していなかった。朝鮮に住む日本人や、植民地支配を行う権力者と密接な関係を持つ朝鮮人もまた、公権力の行使者として捉えられた。この見方は、もちろん、為政者の論理では間違いとされるはずである。しかし朝鮮人民衆はそのように意識して日々を送っていた。植民地下の朝鮮社会では、朝鮮総督府の官吏等のみならず商人や地主として存在していた在朝日本人や彼らと近い朝鮮人が、経済的にも政治的にも力を持たない朝鮮人民衆の思考や行動の自由を左右し、生活のあり方を勝手に変えるという実情があったからである。

十分な近代的教育を受ける機会もないまま人生を送り、したがって為政者の論理がどのようなものであるかも知らなかったであろう元慰安婦はそうした被治者の感覚をもって自分たちが体験した事実を理解し、記憶していた。そうであるがゆえに、日本帝国と被圧迫民衆との関係の本質を捉えた証言をしていたのである。

ただ、そうした被治者の感覚は、歴史の実相を把握する上でも妨げとなることもありうる。植民地統治者は常に自身を強大であるかのように見せる。少しでも弱いところがあると見られたならば支配秩序が揺らぐからである。その結果、被治者は実態以上に植民地権力が強大であるかのようにとらえてしまうこともある。そして、植民地権力が被支配者の監視、管理に力を注いでいるのは確かとして、しかし支配する者がそこに入り込めない社会空間もある。その点を無視するならば、為政者の政策がすべてストレートに被治者に影響を与え彼らを動かすという、単純で、実態とは異なる歴史像が提示されることになる。

以上のような諸点に留意する時、“民間の業者が連れ歩いたのであり、国とは無関係”という日本政府官僚の説明があり、それに反発した元慰安婦が自身の体験を語りだした局面において、議論を混乱させることなく、深めていくために求められていたのは次のようなことであつたはずである。まず、為政者の論理では説明がつかない現実があり、

被治者の感覚によってこそ現実とそこで何が問題であるかがとらえられていることである。ただし同時に、被治者による語りは、為政者の用いる言葉とは異なる語法での説明となっており、実態以上に植民地権力を強大だと見て認識が実態とずれている可能性もあることであるにも留意しなければならなかった。そのことを意識したならば、歴史研究の課題となるのは、まず、為政者の論理と異なる現実の社会でどのようなことがあったのか、言い換えれば、法律に基づかない事実上の強制による慰安婦の要員確保はどのようにして進められたのか、それがなぜ可能であったのかということであったと言えよう。これとともに、実際には官憲ではない者も含めて、公権力をもって自分たちを抑圧していると考えてしまう現実と、そのように民衆が考えてしまうのはなぜなのかについても解明が求められていたはずである。

しかし、慰安婦問題が焦点化していく過程での議論は、こうした点を意識したものであったとは言い難い。日本政府を批判し謝罪を求めていた市民団体においては、80年代までに流布していた、官憲による政策的な強制連行であるという固定観念は払拭されなかった。のみならず、為政者の論理のみで現実を見ること自体の問題性についても十分な認識がなかったようである。例えば、韓国女性団体連合が海部俊樹日本政府首相宛に出した1990年10月17日付の公開書簡は、次のように記している。

私たちは、去る〔1990年〕6月6日に貴国参議院予算委員会で行われた従軍慰安婦についての答弁内容を『参議院予算委員会会議録第19号』を通して知りました。…労働省職業安定局長清水傳雄氏は、「徴用の対象業務は国家総動員法に基づく総動員業務であり、法律上各号列記されている業務と従軍慰安婦の業務とは関係ない」…と述べております。…

これまで従軍慰安婦に関する歴史の掘り起こし作業は、日本軍による証拠の隠滅や、戦争責任に対する日本政府の不誠実な態度、また「慰安婦」たちへの社会的偏見などによって遅々とした状況にあります。それでも何人かの勇気ある証言や残された資料を通して、その実態の一部は明らかにされております。

そのなかには“天皇”直属の日本軍の要請で慰安婦用に「朝鮮人女子挺身隊」の動員を命ぜられ、濟州島や下関の朝鮮人女性を徴用したという元労務報国会の動員責任者の証言もあります。この証言からも従軍慰安婦を動員する業務が徴用の対象業務に含まれていたことは明らかです。

また、上の証言や元慰安婦たちの話によれば、朝鮮人女性たちは「女子挺身隊」という名で、あるいは雑役婦の仕事だとだまされて、さらには田畑で働いているところを人狩りさながらに連れて行かれ、各戦場に儲けられた軍隊慰安所の慰安婦にさせられたといえます。このような強制連行が総動員業務として記されなかったとすれば、それこそ日本軍がこの蛮行を隠蔽しようとした証拠ではないでしょうか〔引

用中の「…」は外村による中略を示す) 9。

ここでの批判は、日本政府の説明は虚偽であり、真実は法律をもって強制連行を行ったのであるというという前提に立っていた。つまりは、法令に基づかない慰安婦の要員確保があった可能性やそれを問うことの意味は意識されていない。

そして、この後、元慰安婦が名乗り出て証言を行い、関連する公文書が発見された以降も、こうした傾向は持続した。批判が高まる中で調査を続けていた日本政府は、1992年7月に調査の中間報告として「慰安所の設置、慰安婦の募集に当たる者の取締り、慰安施設の築造・増強、慰安所の経営・監督、慰安所・慰安婦の衛生管理、慰安所関係者への身分証明書等の発給等につき、政府の関与があった」ことを認めた¹⁰。しかしこの時点でも日本政府は、法律に基づく強制連行を行ったとは言っておらず（そうした事実を示す証拠はないのであるからこれは当然であった）、元慰安婦を支援する日韓の市民団体からの批判はやまなかった。さらに同じ月には、韓国政府による調査報告がまとめられている。そこでは、吉田清治の証言に依拠した「19世紀アフリカの黒人奴隷狩りに似た手法で慰安婦を充足した」という記述があった。また、資料として収録されている元慰安婦13名の証言の多くは、警官や軍人に直接、連れて行かれて慰安婦にされたという内容を含んでいた（警官に連行が5件、軍人に連行が4件）。そのなかには、役所から「処女供出」名目の令状が来て警官に連れられて行ったという証言も1事例ある。本人たちの認識やその時点での記憶は確かにそうなのであろう。しかし、それが、実際に警官であったり、軍人であったりしたのか、そうでないにもかかわらずそう認識したのではないかといった検討はこの報告書には記されていない¹¹。元慰安婦の女性たちの証言はそのまま史実を述べたものと信じられ、官憲による政策的な強制連行という史実を裏付けるものとして提示されていたと言える。

4. 日本人市民の関心と世論

1990年代初頭の慰安婦問題の焦点化は、特にこの問題に詳しくはなかった幅広い市民の関心の高まりをもたらした。それは被害当事者が多数名乗り出ていた韓国社会のみならず、日本でも同様であった。1990年代の関連報道はその事実を知らなかった（それまで関連する著書等が出ていたといっても、慰安婦が存在したこと自体も社会のなか

⁹ 尹貞玉ほか『朝鮮人女性がみた「慰安婦問題」』（三一書房、1992年、253～254頁）。声明の原文は朝鮮語であるが、ここでは日本語訳となっている同書からの引用。

¹⁰ 1992年7月6日の「加藤官房長官発表」。日本政府外務省のサイトに掲載。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kato.html>

¹¹ 以上、挺身隊問題実務対策班『日帝下軍隊慰安婦実態調査 中間報告書』1992年7月、原文朝鮮語。

での常識になっていたわけではなかったものであり、そうした人びとは相当数いた)人びとに大きな驚きを与えた。当然ながら、慰安婦がどのような体験を強いられたのかを知った者の間では、被害当事者たちへの同情が広がった。

ただ、日本政府の謝罪や補償をめぐるっては、圧倒的多数の日本人市民がそれを支持していたわけでもない。とは言え、日本政府が彼女たちに謝罪と補償をすべきであるという意見は相対的に多数を占めた。これは、1993年11月に朝日新聞社が実施した戦後補償問題についての世論調査からも裏付けられる。2319の有効回答者数を得たこの調査には「韓国やフィリピンなどの元従軍慰安婦たちが、日本政府に補償を求めています。この従軍慰安婦問題で、政府は補償すべきだと思いますか。補償する必要がないと思いますか」という設問が含まれていた。これに対して、補償すべきだとした回答者は51%を占め、補償する必要はないとした者の比率33%を上回っていたのである(その他・答えないが16%)¹²。

こうした世論を生み出した背景には、やはり、官憲による物理的な暴力を用いた強制連行というイメージが日本人市民に強いインパクトを与えていたことがあったと推測できる。政治的には保守系と見なされることの多い『読売新聞』にも、この時期には次のような投書(34歳主婦、日本人であると見られる名前の人物によるもの。なお以下、本稿で取り上げる新聞投書はすべて名前から日本人が記したと推測しうるものとなっている)が掲載されていたことから、それは裏付けられよう。

テレビで、第二次大戦中、日本軍の従軍慰安婦として働かされた朝鮮人女性の赤裸々な証言を聞きました。

静かな家庭の中に土足で踏み込まれ、強制的に連れ去られた揚げ句、軍人たちの性欲処理の道具とされてしまった女性たち。凶器で脅され、逃げようにも逃げられず、屈辱と恐怖だけの毎日。想像を絶する話に背筋が寒くなりました。〔中略〕

日本政府は、この期に及んで、知らぬ存ぜぬとは言えますまい。彼女たちの存在と日本の非を認め、心ある対応を望みます¹³。

この投書の筆者は、戦争を経験した世代ではない。そしてこの問題について深い関心をもっていた様子もうかがわれない。そうした者にとって、テレビから流れてきた被害当事者の語りは大きな衝撃となったはずである。この人物のみならず、そこで伝えられた日本軍の行為に、恐怖や怒りを感じない者はほとんどいなかったであろう。このような言説は確実に多くの日本人市民の関心を惹きつけ、被害当事者への同情を広げたので

¹² 『朝日新聞』1991年11月13日付「戦後補償 51%が前向き対応求める」。

¹³ 『読売新聞』1991年11月21日付「気流 従軍慰安婦に心ある対応を」。

ある。

ただし、そうした訴求力を持つ、この時期の史実の語られ方では、国家の直接的な暴力を強く印象付ける傾向があり、それ以外の諸点については触れていなかった点にも注意が必要である。前述の投書の筆者が聞いたという、慰安婦にされた女性の話は、“貧困のために身を売った”といった事例ではなかったし、そこに「民間の業者」は登場していない。

このようなストレートな国家の暴力による慰安婦の強制連行という歴史像は、日本政府に対する批判と責任追及につながる。上記の投書も、日本政府が「非を認め、心ある対応」をすべきと述べている。しかし、そのことは必ずしも同時代の日本帝国を構成した様々な人びと、あるいは現代日本に生きている自分がこの問題についてどのようにかわり、責任があるのか、あるとすればそれをいかに受け止めて行動すべきかという問いを生み出すとは限らない。

もちろん、この投書を書いた日本人女性は、自身にとっての慰安婦問題の意味やそれを踏まえて、どうすべきかも考えていたかもしれない。ただ、国家の犯罪であることが強調され、国家こそが責任を負うべきと意識される時、個々人がこの問題を考えて行動すべきという問いは重視されなくなる可能性がある。この点に関しては、1995年にまとまりつつあった国民の募金によって元慰安婦に対する償い金を拠出しようという構想（アジア女性基金の事業としてこれは遂行されることになる）に対する否定的な意見を述べた、次のような新聞投書があったことが注目される。なお、この投書はこの時点で39歳の男性によるものである。

国家が引き起こした従軍慰安婦問題を民間募金によって処理しようと進められている「慰安婦基金」の方は、「5月中に募金活動を始め、順調に進めば年内に見舞金を支給する」と、国の発表する見通しは妙に具体的だ。

終戦後、戦争を引き起こした国は「一億総懺悔」で国民に反省を強いた。そして今また、「慰安婦基金」という形で国民に反省を強いようとしているとは言えないか¹⁴。

この投書は、“慰安婦問題については自分たちには責任がない”と述べているわけではない。だが、「国家が引き起こした従軍慰安婦問題」、「一億総懺悔」、「国民に反省を強いようとしている」という言葉からは、この投書を記した者が、国民一人ひとりが自分たちの責任にかかわる問題として考えなければならないという意識からはかなり遠いところにあったと言えるのではないだろうか。そして、そのような投書が掲載され、特に議

¹⁴ 『読売新聞』1995年4月21日付「気流 「一億総懺悔」の強制やめよう」。

論とはならなかったことは、慰安婦問題の「戦後処理」は国家が行うべきことで、国民が考えるべき問題とは意識されていなかった状況があったことをうかがわせると言えよう。

以上のことと関連して注目すべきは、前述の世論調査での回答には世代によって異なる傾向が見られたことがある。それは、世代が上になるほど補償する必要はないという回答が多いというものであった。20歳代、30歳代では補償すべきという回答が60%を超えていたが、逆に60歳以上では補償すべきだが39%、必要はないとする回答が38%となっていたのである¹⁵。そして、60歳以上のうち男性について見れば、補償の必要はないとする回答が44%で、補償すべきとする回答の41%を上回っていた。

この時点の60歳以上、特に男性の多くは、戦争を体験し慰安婦がいた戦場についても知っていた。こうした人びとのなかで、むしろ日本政府の補償に対して否定的な態度が見られたのはなぜであろうか。個々人の考えは様々であっただろうが、それを精査するための分析の材料は現在、見当たらない。ただ、考えられることとしては次のような点がある。まず、これらの人びとの一部は、この時点でマスコミ等でもしばしば語られて来た、官憲による強制連行による慰安婦の被害というイメージとは異なる史実を認識しており、そのことから国家補償の対象には当たらないと考えていた可能性がある。合法的な身売りが行われていた時代に生きていた人びと、特に男性たちのなかには、業としての売春として進んで客をとっている女性がいたとの理解を、自分の見聞をもとに持ち続けている者がいた。そうした人びとの間では、日本政府による慰安婦への補償は不要という考えも生まれやすい。これに対して、若い世代では自身の記憶ではなくマスコミ等での報道に接して、日本国家による強制連行という理解をもって元慰安婦への国家補償が必要という判断が多くなった可能性がある。

このほかに、推測しうることとしては、戦争を体験し生死をかけて戦った自分たちやその仲間も被害者であるにもかかわらず、責められるのは受け入れがたいという心情や、自分たちもその一員であった日本帝国やその軍隊を完全に否定したくないという気持ちが影響していることがある。1993年に69歳であった男性による、「先の大戦」を侵略戦争と見るかどうかや慰安婦問題についての次のような新聞投書は、そうした意識を表しているだろう。

細川首相は先の大戦について「侵略戦争」と明言したが、これでは幾十万の英霊が浮かばれない。安倍文部政務次官が記者会見で「世界情勢の中で、日本が追い詰められたという面もある」と述べたが、これこそ歴史観を伴った公平な見解ではないか。

¹⁵ 『朝日新聞』1991年11月13日付「戦後補償 51%が前向き対応求める」。

もし首相の発言が正しければ、「聖戦」と信じて戦死した同胞たちの遺族にも、政府に対して損害賠償を請求する権利がある。海外からの損害賠償請求も、慰安婦問題だけにとどまらず続出してくるだろうが、これらをすべて処理する覚悟が首相にはあるのだろうか。〔中略〕

青春を犠牲にして死んでいった若き学徒ら戦死者たちの魂の叫びにも耳を傾けてほしい。

これに対して、これより若い世代は、日本帝国やその軍隊は完全に自分とは関係のない存在と見ることができた。その場合、その罪悪や加害の責任について語ることに、自身のなかに心理的な負担感はなかったはずである。

このことは、若い世代には軍国主義批判という戦後的価値観が浸透しているのに対して、戦争を体験した世代の間では、なお日本帝国のイデオロギーから自由ではなかった人びとが少なくなかったことを意味している。それは、元慰安婦の女性たちへの日本政府による補償の妨げとなっていたということもできる。

ただし、戦争を体験した世代とそうでない若い世代の人びとを比べる時、慰安婦問題が持つ重みをとらえ、深く考えていたのは、むしろ前者だったという推測も成り立つ。つまり戦争を体験した年齢層の人びとは、戦後補償に否定的であった人びとも含めて、日本帝国やその軍隊の行為は自分たちと無関係ではないことを自覚し、元慰安婦の受けた被害を自らの問題として考えようとしていた。一方、それより若い世代は、自分とは関係のない過去の問題であるとの認識のうえで、現在の日本政府が謝罪と補償という「戦後処理」をすればよいと思っていた者が（少なくとも戦争体験世代と比べて）多かったと思われる。そうした認識は、責任を問われ、対応すべきなのは自分たち一人ひとりではなく、日本政府であるという意識と通底していたであろう。これは、先に引用した、国民の募金による元慰安婦への償い金支給という構想への、一億総懺悔の強要はおかしいという批判を生み出す素地ともなる。そうした意見を新聞に投書したのが、戦争体験世代ではなく、当時 30 代の人物であったことも不思議ではない。

これに対して、60 歳以上の男性は、当然ながら、慰安婦を語る際には自身の戦時期の体験を想起していた。そもそも、前述のように 1993 年実施の朝日新聞世論調査では、60 歳以上男子において、慰安婦問題に関する補償の必要なしとの回答が多数であったものの、しかし補償すべきという回答とそれほど大きな差はなかった（3 ポイント差）。そして、補償をしなくてよいとする者も、慰安婦が過酷な体験をした戦争被害者であること自体は否定していなかった。この時期の新聞投書について注目すれば、国益を損ねる、際限がないといった理由で補償に否定的な意見を述べる 60 歳以上の男性であっても、謝罪や反省の必要性に言及するか、少なくとも慰安婦とされた女性の被害は当然認めて

いた¹⁶。また、旧軍人の一人として元慰安婦のために寄付をしたい¹⁷、戦場にいた軍人として、せめてもの贖罪と鎮魂の思いから、自分史をまとめる時に慰安婦のことを第一番に書き残すつもりであるといった投書が確認できるほか¹⁸、「日本の兵隊は犠牲者であると同時に、侵略を受けた国の人々にとっては加害者であり、また一部の兵隊が慰安婦にとって加害者であった」し、「戦争を押し止める努力を怠ったこと」を挙げて、政治的指導者ではない「私たちもまた、加害者の一員であったといえる」と記した者もいた¹⁹。これらの投書は、戦争に深くかかわった日本人男性のなかにこそ、個人としての責任に向き合いながら何らかの行動をとろうとする人びとがいたことを示している。

さらに付け加えれば、自身が中国戦線にいたという日本人男性は、「自ら金のために慰安婦になった人」や「金もうけ主義で商売をした」業者の存在に言及したうえで、「二度と帰らぬ青春時代を戦地で泥まみれにされた慰安婦に対しては何らかの償いをするのは当然」、「こんな業者にも何らかの責任を負わせるべきだ」と論じていた²⁰。ここで言われている「金のために慰安婦となった人」とはあくまで投書の筆者の表面的な観察に基づくだけだとの批判も可能だし、「業者」への言及は国家の責任を軽減する議論を招きかねないという見方もあるだろう。しかし、それは国家による組織的な強制連行のみを問題にする時に見落とされてしまう被害や、国家だけに責任を負わせることが解決策なのかを考える契機を与えうるものだった。だが、国家の関与の有無や強制連行が争点となっていた、1992年1月21日に掲載されたこの投書がそうした点の議論を誘発することはなかった。しかし、慰安婦問題についての議論を深めていく上では、こうした戦争を体験した日本人男性たちによる、自身の経験をもとにしたこうした言葉を注意深く聞く必要があったと言えるのではないだろうか。

¹⁶ たとえば、70歳の男性は、広範な国からの補償要求が際限なく出され、税負担が増えるとして補償実施に疑念を呈しているが、同時に「過去の過ちを率直に反省」し「謝罪の気持ちで、できる限りの経済援助をする」べきと述べている（『朝日新聞』1992年01月14日「声 戦後補償実施、簡単に行かぬ」。なお「際限がない」という言葉がでてくるのは、日本帝国の犯した罪は償いきれないほどに大きいという認識を持つがゆえとも考えうる）。また、80歳の男性は、戦争中の問題は国家間ですでに解決済みで、謝罪が国益を損ねると主張するが、議論は「私は慰安婦の存在を是認したり、慰安所を設置した軍や国のやり方を弁護しようなどは毛頭思わない」との断りを入れた上で展開されている（『読売新聞』1992年4月11日付「気流 慰安婦問題に見る国益を忘れた新聞」）。

¹⁷ 『読売新聞』1992年6月9日付「気流 「慰安婦」謝罪への寄付に賛成」。投書の筆者は、64歳、志願兵であったという男性。

¹⁸ 『読売新聞』1996年8月17日付「従軍慰安婦問題を自分史の主題に」。投書の筆者は、72歳の男性。

¹⁹ 『朝日新聞』1992年2月17日付「従軍慰安婦は私たちの悔い、国会が決意を」。投書の筆者は76歳の男性。

²⁰ 『朝日新聞』1992年1月21日付「気流 慰安婦へ償い、業者にも責任」。投書の筆者は72歳の男性。

5. 政治解決の模索と市民運動

以上のようななかで、日本政府は慰安婦についての調査を進め、1993年8月にその取りまとめた内容を発表した。そこには、争点となっていた、国家の関与と強制連行についてもそれがあったと解釈できる文言が盛り込まれていた。河野洋平日本政府官房長官は、「慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあった」と述べたのである²¹。河野談話として知られるこの説明での文言は、法令に基づく政策的な強制連行を示す文書が確認されないなかで、韓国人の元慰安婦から聞き取りを行い、それを反映させたものであった。つまりは、為政者の論理と被治者の感覚の双方に配慮していたと評価できる。

この調査結果について、韓国政府は肯定的に受け止めた²²。元慰安婦やその支援者の間では、強制連行を明確に認めていないとする批判もあったにせよ、この問題について従来日本政府を批判していた学者らも一定の評価を与えた²³。なお、この前年には吉田清治の著書の記述に疑義を投げかける論考が発表されていた²⁴。奴隷狩りのようなことが行われたとは言わず、政策的な強制連行があったとまでは断定してない河野談話が、元慰安婦の支援者から全否定されなかったことはこの点も影響しているだろう。

このような調査結果の発表を受けて、日本政府は被害当事者への施策を検討し、紆余曲折はあったがそれは実行に移された。1995年に発足するアジア女性基金の事業がそれにあたる。アジア女性基金は日本政府が出資し、事務経費等を負担する財団であった。その事業の柱としては、補償に代わる措置として、元慰安婦の女性たちに償い金を支給することがあった。ただし、その原資は国庫ではなく、国民からの募金とされた（なお、このほかに元慰安婦に対する医療支援なども行われることになっており、これについては日本政府の国庫負担となっていた）²⁵。

このことは、元慰安婦を支援して来た市民運動団体からの批判を招いた。国民からの募金による償い金支給は、被害当事者が求めている日本政府が法的責任を認めた上での

²¹ 日本政府外務省サイトに掲載されている「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html>

²² 『朝日新聞』1993年8月5日付「韓国政府は一応評価」。

²³ 『朝日新聞』1993年8月5日付「「強制」ばかしたと憤り 元従軍慰安婦たち」、同「苦心の末「強制」盛る」。

²⁴ 秦郁彦「昭和史の謎を追う 第37回 従軍慰安婦たちの春秋」（『正論』1992年6月号）など。

²⁵ アジア女性基金の活動については、女性のためのアジア平和国民基金編『「慰安婦」問題とアジア女性基金』女性のためのアジア平和国民基金、2007年、前掲『「慰安婦」問題とは何だったか』、『アジア女性基金と慰安婦問題——回想と検証』を参照。

正式な補償ではないというのがその理由であった。

だが、歴史問題に関連して、国家としての公的な謝罪や補償のみが行われても、それに対する市民社会での関心や支持を欠いていたならば、葛藤の原因は除去されない。多くの人びとが人権侵害をもたらした歴史事象についてよく知らない、あるいは誤って認識しているなかでは、国家による謝罪もうわべだけのものと捉えられ、それは被害当事者の反発や怒りをむしろ呼び起こすであろう。

このように考えるならば、「償い」について行政当局だけが担うのではなく、幅広い市民が自身の意思で協力、参画することは、歴史問題の解決において、望ましく、効果を発する可能性があった²⁶。また、アジア女性基金は、発足当時、自民党・社会党の連立政権であったこともあり、役員や運営委員の構成でも、保守系・革新系の一方への偏重は見られなかった。したがって超党派的な取り組みが行われ、幅広い人びとが事業協力の呼びかけに呼応することが期待された。

しかし、前述のような理由から、元慰安婦を支援して来た市民団体の多くは、アジア女性基金の事業は、被害当事者が求めている謝罪や補償ではないとの見解を堅持し、反発を強めた。日本の市民団体の一部はそれでもアジア女性基金に協力したが²⁷、韓国で影響力を持つ市民団体はこれに批判的であった。こうしたことから、韓国人の被害当事者の多くは、償い金を受け取らず、アジア女性基金は2007年に事業を終了し、解散することとなった。

この間、アジア女性基金の活動によって、日本のなかでの慰安婦問題についての関心が高まり、募金に多くの人が協力したかと言えば、必ずしもそうとは言えなかった。もちろん、進んでお金を拠出し、さらにその際、元慰安婦に対する心のこもったメッセージを託した人びとも少なくなかったとされる。しかし元慰安婦への償い金支給のために十分なお金が容易に集まらなかったことも事実であった²⁸。これには、前項で触れた元慰安婦のための募金は一億総懺悔の強要ではないかとする投書に見られるような意識を持つ日本人の存在がおそらく影響していたと思われる。これとともに、アジア女性基金発足の前後から、慰安婦問題に関して、国家による強制連行はなかったという言説が盛

²⁶ 大沼保昭は、政府だけではなく NGO も協力しながら問題解決の努力をすることについて「新しい公共」としての意義と関連させて議論している（前掲『「慰安婦」問題とは何だったか』195～202頁）。

²⁷ アジア女性基金に協力した市民団体として、日本の戦争責任をハッキリさせる会がある。同会も、日本政府が責任を明確にしたうえで補償を実施するべきとの認識を持っていたが、内部に入って事業をよりよいものとしていくということをめざして、アジア女性基金への協力を行った。これについては、日本の戦争責任をハッキリさせる会の機関紙である『ハッキリニュース』に記されている。『ハッキリニュース』については、同会の代表の白杵敬子氏から提供を受けた。記して感謝する。

²⁸ 和田春樹は、望ましい額の「償い金」を支給しようとすれば、民間からの募金では不足し、「政府資金の補填投入を想定することが不可避」という状況があり、それを議論したことを回想している（前掲『アジア女性基金と慰安婦問題』191頁）。

んに語られるようになっていたことの影響も無視できない。前述のように、慰安婦問題の焦点化の際にしばしば言及されていた吉田清治の証言は信頼できないということが、すでに1992年中には、指摘されていた。そして、吉田清治証言のようなこと、つまりは国家による奴隷狩りのような強制連行がなかったとしたら、不幸な境遇であったとしても「自由意思」で慰安婦になったのであろうし、そうであれば日本政府や日本人が責めを負う必要はないとする者もおそらくいた。こうした認識の持ち主は多くの場合は、アジア女性基金の募金に応じず、事業の意義自体を否定したのであろう²⁹。付言すれば、強制連行の虚偽を声高に語る者がいるだけでも、慰安婦問題にかかわるあれこれから人びとを遠ざける結果を生んでいたと見ることもできる。時間の余裕もなく、過去の他民族の人権被害の歴史などはそう優先順位の高い問題と見なされない日本社会においては、それは“慰安婦の史実については諸説あって、何かよくわからない話であり、かかわらないほうがよい”という考えに誘導できたからである。

こうした状況にあった1990年代半ば以降、慰安婦問題解決を目指す市民や組織に求められていたのは、90年代初頭に広まったこの問題に対する関心を持続させ、一人ひとりがこの問題に無関係ではないことを意識させて、議論を深化させていくことであったと考えられる。これは、アジア女性基金を批判していた市民運動にとっても重要であったはずである。そこでこの獲得目標であった、国家の法的責任を認めた上での謝罪と補償を実現するには、市民、特に日本の主権者が、史実や法律との関係を理解し、納得して、それを支持することが条件となるためである。

もちろん、アジア女性基金を批判していた市民団体は、単に反対を叫んで事業をやめろと言っただけではない。慰安婦問題がどんなものであるかを広く市民に知らせる活動も様々な形で展開した。史実についても、吉田証言に言うような奴隷狩りのような強制連行があったかどうかではなく、問題の本質は慰安婦にされた女性たちの受けた人権侵害であることを訴え続けていた。

ただし、アジア女性基金を批判する市民団体が歴史を語る際には、日本帝国や軍が主

²⁹ この点について、注目しておく必要があるのは、吉田清治証言に疑義を呈した歴史学者の秦郁彦の見解と行動である。彼は、『正論』1992年6月号掲載の「昭和史の謎を追う 第37回 従軍慰安婦たちの春秋」と題する論考で、吉田清治の語りの問題点、史実との矛盾等について説明した。そのうえでこの論考を「ともあれ、日本統治時代に数万にのぼる朝鮮人慰安婦たちが、故郷を離れて辛酸をなめたのも厳然たる事実であってみれば、何らかの形で「補償」を考慮する必要がある」という文章で結んでいた。そして、秦はアジア女性基金についても、資料調査などで一定の協力を行っている（財団法人女性のためのアジア平和国民基金『「慰安婦」問題とアジア女性基金』財団法人女性のためのアジア平和国民基金、2007年）。しかし、その後、秦は、アジア女性基金に参画した日本人の知識人や国家補償を求める市民運動団体に対しては批判を強める。1999年にまとめられた彼の著書では、「現在の法常識では、時効の問題を抜きにしても日本国が金銭的補償義務を負うのは、元慰安婦たちが『官憲の組織的強制連行』によってリクルートされたことが立証された場合に限られる」と言明されている（秦郁彦『慰安婦と戦場の性』新潮社、2007年、377頁）。

体となって組織的に慰安婦の要員確保を行い、慰安所で働かせたということが重視されていた。これは、国家の法的責任を認定した上での謝罪と補償という目標ともおそらく関係していた。上記のような史実が市民の共通の認識となれば、日本政府の考えを改めさせ、目標実現の可能性が高まるからである。

だが、慰安婦の要員確保等の行為における、国家の主導性、直接的関与のみがもし強調されたならば、市民レベルでの慰安婦問題の議論にとってむしろマイナスに作用する危険もあった。それは、“慰安婦問題での解決案を考えて実行するのは、日本政府であり、自分たちとは関係がない”という意識を助長しかねなかったからである。したがって、法的責任を認定した上での謝罪と補償を目標とする市民運動には、日本国家の責任とともに、日本人の民衆レベルでの責任を意識させる工夫と努力が求められていた。

そのようななかでアジア女性基金を批判していた市民運動団体は、国際的連携のもとで、運動を進め、日本政府の態度を改めさせようとした。また、2000年には、慰安婦問題について加害者の罪を問う女性国際戦犯法廷が、元慰安婦の被害当事者や関係各国の支援団体のメンバーによって準備され、実行に移されている。被告とされた昭和天皇らに対して有罪の判決が下されたこの法廷はもちろん、公権力に依拠して行われたものではない。ただしそこでは、各国の元慰安婦が証言を行い、歴史研究者、国際法学者らが専門的な見解を述べて、それを受けて厳正な審理が行われた。その過程では、重要な史実が明らかにされ、被告たちの行為が罪に当たるかどうか精緻に検討された。そのことは大きな意味を持っていると評価できるだろう。

しかし、この法廷で問われたのは、日本帝国の高位の軍人や政治指導者の罪であった。当時の日本帝国の日本人民衆の責任はそこでは議論されていない。「東京裁判が政府と軍の高官だけを訴追したように、ここでも被告人は高い地位にあった者」に限定されていた³⁰。不特定多数の民衆を被告とする裁判が困難であるということもあるにせよ、この法廷は日本帝国の日本人民衆、それを父母や祖父母に持つ現代日本人の責任を考える契機を与えるというより、一部の指導者の罪をクローズアップした要素が強かったと評価できるだろう³¹。

³⁰ この法廷の「判決文」（松井やよりほか編『女性国際戦犯法廷の全記録II』緑風出版、2002年、313頁）。

³¹ なお、付言すれば、アジア近隣諸国への日本帝国の加害の歴史が意識され、それにかかわる市民運動が展開されるようになった、1960年代末や1970年代には、日本人としての民族的責任が意識され、しばしば、在日朝鮮人・台湾人が、それに無自覚な日本人を厳しく糾弾することもあった（玉城素『民族的責任の思想——日本人の朝鮮人体験』お茶の水書房、1967年、津村喬『歴史の奪還』せりか書房、1972年、など参照）。しかし、1990年代以降の慰安婦をめぐる日本の市民運動では、日本人の民族的責任といったことはあまり語られていない。これは、国際的な連携が進んだことが関係しているのではないだろうか。つまり、謝罪と補償の要求を無視し続ける日本政府とそれに抗して闘う市民という枠組みでの活動となったことから、日本人であることの立場性はあまり問われなくなる。また、そうした闘いをともに展開している良心的な日本人市民は、日本帝国からの被害を受けた

もちろん、国際女性戦犯法廷の活動は大きな意義を持っていた。当時も今日も、それを高く評価する者は少なくない³²。その活動に接して、慰安婦問題について深く考えるようになった人びともいるだろう。

ただし、この間、慰安婦問題についての議論が深まらず、市民社会における関心も薄れていったことは否定できない。『読売新聞』の読者投書欄「気流」に注目すれば、慰安婦に触れたものは1991～1997年には、年間数点はあった。しかし、1998、1999年にはゼロ、2000年には2点（そのうち1点は、慰安婦問題について語るのは左翼や反体制運動とする見解に同意するとの意見）、2001年には1点となり、2002～2006年にかけてはゼロが続いた。その後、2007年になって、「気流」に慰安婦問題についての投書が久しぶりに掲載されることとなる。しかしそこで書かれていたのは、「極貧の中、身を売らざるを得なかった方々に深く同情するが、公娼制度が定着していた当時の状況を現代の物差しで計ってはいけない。官憲による組織的な「慰安婦狩り」などは考えられず、そんな資料も当然、見つかっていない」といった言葉であった。そして、この投書の筆者は、そうであっても被害に対する補償があるべきとは語らず、日本国の名誉のために対外情報発信を強化せよ主張すべきという主張を結論に置いていた³³。1990年代初めに見られた、“金のために慰安婦となった者”もまた被害者であり償うべきという意見とは、対照的な認識がこの時期の投書欄に掲載されるようになったのである。1、2の投書だけでは、市民意識を緻密にとらえることはできないとはいえ、このことは、1990年代から2000年代初頭の日本社会での世論の変化を表していたと言えるのではないだろうか。

6. 歴史研究の成果とその限界

この間には、歴史研究も進展し、研究も蓄積されていった。それは、謝罪と補償を求めた元慰安婦の告発、それを支援する市民運動の展開を意識しながら進められていた。したがって、そこでは、争点となっていた慰安婦の要員確保等についての国家の関与と強制連行に関する史実の解明が重要な課題となった。

この点については、吉田清治の著書が慰安婦問題の焦点化の当初、官憲による奴隷狩りのような強制連行があったとする論拠として言及されることが多かったが、すでに述べたように1992年時点で信憑性が疑われるようになっていた。吉田の証言をおかしい

ほかのアジアの諸民族の同志として見られ、批判すべき対象ではなくなっていったと考えられる。この点は、慎重に議論すべき問題であるが、1990年代以降の慰安婦問題についての市民運動のあり方を論じる上で重要な点であると考えて、あえて指摘しておく。

³² 金富子ほか『女性国際戦犯法廷20年判決／証言をどう活かすか』世織書房、2021年。

³³ 『読売新聞』2007年4月2日付「気流 慰安婦問題での誤解とく努力を」。筆者は、この時点で38歳の主婦。

とする論拠は、次のようなものであった。すなわち、吉田が所属していた労務報国会は日雇労働者らの動員のための組織で慰安婦とは無関係のはずである、吉田が言う西部軍（日本陸軍の九州・中国を管轄する軍）から山口県知事、下関警察署長への命令系統は奇妙であり、日本内地からわざわざ管轄外の朝鮮に出張して労務報国会が人を集めることはありえない、白昼誰彼なしに無差別に婦女子を連行する明らかな違法行為は問題になるはずである、吉田が刊行した2つの著作では、時系列での説明に矛盾する点がある、などであった³⁴。吉田は、これらの疑問に対して他者を納得させるような説明を行わず、さらに、自身の著書で引用している慰安婦についての「動員命令書」の内容を記したという妻の日記の公表も拒んだ³⁵。こうしたことから、吉田清治の証言が史実を語ったものとは考えられなくなっていった（ただし、それが史実を述べたものだとする論者もいる。このことは後述）。

また、元慰安婦の証言をもとに語られる史実も変化した。すでに触れたように1992年にまとめられた韓国政府の慰安婦問題についての報告書では、軍人や警官によって無理やり連れて行かれたという証言が載せられていた。だが、その後、そうした事例ではなく、よい仕事があると語る者についていったところ慰安婦にされたといった証言が多く紹介されるようになっていく。これは、軍人や警官の物理的な暴力による強制連行という証言がそのまま史実を語ったものかどうかの検討が進んだためであると推測される。

このようななかで、歴史研究者は、日本帝国やその軍隊が強制した動員によって、慰安婦が生み出されたことを実証しようとしていった。それは一定の成果を上げたと言っていいだろう。最も精力的に史料発掘と分析を重ねていた吉見義明が2010年にまとめた論考では、軍（日本陸軍）が慰安所の設置の指示を行ったことは公文書から明らかであり、酒保規定の改定などから軍の兵站施設として慰安所が設置され、軍が「業者」を選定して慰安婦を集めており、「業者」や慰安婦とすべき女性の移送についても便宜を図っていることなどを説明している³⁶。そして、強制連行という論点についても、物理的暴力のみならず、仕事の内容を偽って同行させ慰安婦としたことも、本人の意思に反した強制であり、略取誘拐等の犯罪にあたることを指摘している³⁷。これらの研究成果は確かに日本帝国とその軍隊が、慰安婦の人権侵害に深くかかわっていることを立証するも

³⁴ 前掲「昭和史の謎を追う 第37回 従軍慰安婦たちの春秋」、加藤正夫「事実無根の慰安婦狩証言」（『現代コリア』1992年10月号）など。

³⁵ 1993年5月、吉見義明が吉田清治に「動員命令書を映した日記の提示」を求めたが、それを拒んだという。吉見はそのことについて「〔吉田のいうことは〕証言としては使えないと確認するしかなかった」と語っている（『朝日新聞』2014年8月5日付「『済州島で連行』証言 裏付け得られず虚偽と判断」）。

³⁶ 吉見義明『日本軍「慰安婦」制度とは何か』（岩波書店、2010年）。なお、酒保規定の改定などとの関連では吉見は永井和『日中戦争から世界戦争へ』（思文閣、2007年）を参照している。

³⁷ 前掲『日本軍「慰安婦」制度とは何か』。

のである。

ただし、ここで為政者の論理を持ち出すことによって、国家の責任はないとする、あるいはそれを重大なものではないと論じることも可能ではある。つまり、吉見らが明らかにした史実に照らしても、被害当事者の女性たちが慰安婦にされたのは国家による法律に基づく動員ではないのであり、形式的には、自由意思によると言いうる。そうであるならば、そこで略取誘拐や監禁等の犯罪があったのは事実としても、その罪を問われるのは第一義的には、女性を売飛ばした「業者」や慰安所の経営者にあると主張できるのである。

このような主張に対して、吉見義明が対置しているのは、まず、あくまで軍が主導して慰安婦を集めたのであり、「業者」は軍の手足のように動いたとする見解である。吉見は、したがって「軍が徴募〔慰安婦とすべき女性の要員確保〕の指示をすれば、〔軍が〕最高の責任者」であるとする³⁸。さらに、北朝鮮当局の指示を受けた飲食店店主がその従業員について甘言を用いて北朝鮮に送り込んだ事件で、日本政府警察庁が北朝鮮政府による拉致としてしていることを挙げて、官憲が直接実行した犯罪でなくとも、指示を出したのであれば、その罪を問うことができると説明している³⁹。しかし、北朝鮮の当局者が自国に密かに日本人を連れて来るよう日本の飲食店店主に言うことと、慰安所設置に関連した（そもそも公的機関がそうした設備を置くこと自体が奇妙で倫理的にも大きな問題であるが、その点についてはここでは立ち入らない）日本帝国軍人による「業者」への女性を集めよという指示には、重要な違いがある。北朝鮮当局が日本人を拉致せよという時、それは実行すべき者の違法行為を前提としている。だが、売春施設で働く女性を紹介する業務を、関係当局の認可を得た者が遂行することは、当時の日本帝国ではなんら問題とされなかった。つまり、日本帝国軍人による、そうした業務の免許を持つ業者に対する指示は、合法行為が遂行されるという見通しの上に行われる。略取誘拐などを行ってまで連れて来いと言ったとすれば別であるが（実際にそうしたことがあったとも考えられるがその証拠は発見されていない）、そうでなければ問題とはならない。依頼した者の罪が問われるのは、騙してでも拉致してでも女性を連れて来させるよう強いる、そうした行為で女性を連れてきたことを知りながら黙認する、あるいは売春施設への女性紹介業務の免許を持たない者にそれをさせる、という場合に限定される。

もう一つ、吉見が論じている点で重要なこととして、「業者」らの行う略取誘拐等の違法行為を現地の警察当局が見逃していたという指摘がある。それは確かにありそうなことである。しかし、それを裏付ける史料は見たらぬ。これとともに、公権力がどれだけ犯罪を認知しうるのかという問題もある。もともと、警察当局の目が行き届かない空

³⁸ 前掲『日本軍「慰安婦」制度とは何か』、13頁。

³⁹ 前掲『日本軍「慰安婦」制度とは何か』、13頁。

間が広がっているならば、見逃しとは無関係に、違法行為が横行する状況は生じうる。それについて考慮したうえで、公権力の黙認があったかどうかを検証する必要があるが、この点はまだ論じられていない。なお、この点に関して述べれば、朝鮮では強力な公権力をもって、民衆を監視していたというイメージもあるだろうが、必ずしもそうとは言えない点にも注意しておくべきである。民衆生活を統制する上で重要な役目を担う警官のなかには朝鮮語能力が高くない日本人もいたし、そもそも朝鮮総督府の警官が朝鮮民衆の独自の世界の隅々を把握していたわけではないのである⁴⁰。このような点を踏まえるならば、慰安婦の要員確保等の人権被害が、日本帝国の官僚機構や軍が主導した、あるいは、それが可能となるような措置をとった組織的犯罪であると断言するには、なお論証すべき課題があると見なければならない。

こうしたなかで、吉見義明とは異なるアプローチで、日本帝国が政策的に主導した慰安婦の強制動員を論証しようとする試みもある。韓恵仁は、朝鮮においては、日本内地と異なり、公共機関の職業紹介事業の一環として売春施設で働く女性の紹介を行うることとなっており、それを規定した法令、具体的には朝鮮職業紹介令に基づく慰安婦の「供出業務」に朝鮮総督府の官吏が関与したとの論考を発表した⁴¹。しかしこれは、朝鮮職業紹介令やその施行規則等の関連法令の完全な誤読に基づく議論である。公共機関の職業紹介事業で娼妓等を取り扱うことはないことは朝鮮職業紹介令・同施行規則に明記されている。また、朝鮮職業紹介令・同施行規則は、ある事業主が雇用したい者の募集申請を審査し認める手続きを定めているが（これも職種は土木建築労働者や炭鉱・鉱山労働者などであり、娼妓等はもちろん含まれない）、朝鮮総督府の官吏をその業務に協力させるような条文を置いていない。慰安婦募集に官吏が携わることを命じるような法令は、日本内地ではもちろん、朝鮮でも存在しないのである⁴²。

これ以外に、吉田清治証言には事実が含まれており、官憲による奴隷狩りのような強

⁴⁰ ここで参考になるのは、植民地朝鮮においては日本内地行の密航が盛んであったという事実である。勝手に小型漁船等を用いて朝鮮から日本内地に移動することは取締りの対象となっていたが、実際には相当行われており、1939年には7400人が日本内地の警察当局によって発見されていた。もちろん、発見されないまま日本内地で就労したケースも相当ある。これは警察に知られないまま朝鮮外での就業を持ち掛けて人を集めて連れていくことがかなり頻繁に行われていたことを意味する。なお、植民地期朝鮮における密航については、拙稿「日本帝国の渡航管理と朝鮮人の密航」（蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学をめざして』不二出版、2008年、に所収）を参照されたい。

⁴¹ 韓恵仁「総動員体制下職業紹介令と日本軍慰安婦動員——帝国日本と植民地朝鮮の制度運営を中心に」（『史林』第46号、2013年10月、首善史学会、朝鮮語）。

⁴² 2017年7月1日にソウルで行われたシンポジウムにおいて、筆者はこの点について説明した報告を行っている（外村大「慰安婦はどのように集められたか——私的勧誘・職業紹介・“強制動員”との関係をめぐって」、東アジア和解と平和の声編『第三回シンポジウム “慰安婦”動員と表象の政治学資料集』2017年）。

制連行があったと現在でも考えている者もいる⁴³。しかし、1990年6月に日本政府の官僚が国会で説明した通り、国家総動員法の総動員業務と慰安所の仕事は無関係であり、行政当局がその業務に就かせるための「動員命令書」を出すことは考えられない。また、1992年時点で提示されていた疑問、特に無秩序な暴力的動員が行政の指揮系統を無視してなされたとすればそれはなぜなのかという点についての説明はこれまでなされていない。吉田清治がというような史実はなかったとするのが、歴史研究の手法によって行う検討の結論となる。

7. 議論の膠着と葛藤の長期化

以上のような展開を経て、史実をめぐる議論やそれに関連した政治的対抗は、やがて大きな幅のなかでの動きとは言えなくなっていく。法令に基づいて命令を出し官憲が奴隷狩りのような強制連行を遂行したという主張はされなくなり、逆に慰安婦とは自由意思で商行為としての売春を行っていたので同情すべき存在ではないという見解も、インターネット上の無責任な書き込みや一部の極右読者向けの雑誌以外にはあまり目になくなった。これは、共通する認識として河野談話があり、その範囲のなかであれこれが語られるようになっていく状況に落ち着いていったと見ることができる。つまり、軍が慰安所の設営、運営、管理等を行い、意に反する女性の連行があり、官憲が関与した事例もあったことは、否定できず、一般的な認識となっている。そのうえで、元慰安婦を支援する者とそうでない人びと、より踏み込んだ日本政府の謝罪や補償を求める市民運動団体とそれに反対する勢力の双方が、河野談話を認めてこれを前提として、その範囲内で自己の認識に引き付けて歴史を語るようになっていくのである（もっとも、前述のように、慰安婦は単なる売春婦であると叫び、河野談話を完全に否定しようとする論者もゼロではない）。

慰安婦の被害についての謝罪と補償が日本国家のためにならないと考える人びとは、河野談話が官憲の強制連行を認めたとして、その撤回を望んでいるようであるが、実現していない。したがって、現在は河野談話否定に尽力するのではなく、それをそのままとした上で、国家の関与はなく強制もないと印象付けるような主張——例えば公娼制のもとでは貧困からの身売りはよくあった、慰安婦も同様であるといった言説——を広める活動を続けている。他方、国家の法的責任を認めよという元慰安婦を支援する市民団体は、必ずしも河野談話で十分であるとは考えていないものの⁴⁴、同時に河野談話を守

⁴³ 今田真人『緊急出版 吉田証言は生きている』（共栄書房、2015年）、同『極秘公文書と慰安婦強制連行』（三一書房、2018年）など。

⁴⁴ 例えば、吉見義明らがかかわっている、日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会による、「慰安婦」問題 Web サイト Fight for Justice 日本軍「慰安婦」——忘却への抵抗・未来の責任」では、

るべきということを主張している。そうした市民運動団体が、日本政府に迫っている具体的な史実の認定も、実は河野談話から大きく外れたものではない。例えば、元慰安婦を支援し、問題解決をめざしている各国の市民団体が集まって開かれた、2014年6月2日の第12回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議の参加者は、日本政府に次の点の事実認定を提言している。すなわち、①日本政府および軍が軍の施設として「慰安所」を立案・設置し管理・統制した、②女性たちが「慰安婦・性奴隷」にされ、「慰安所」等において強制的な状況の下に置かれた、③性暴力の被害はそれぞれ異なる態様があり、被害が甚大であった、④当時の国内法・国際法に違反する重大な人権被害であった、である⁴⁵。これらの諸点は、河野談話ですでに認めているか、それをもとにすれば導き出される事実にはかならない。日本政府は「性奴隷」の語を忌避し、国際法違反については語らないので、確かに前述の市民運動団体は不満であろう。だが、誰が何をしたかという点の認定にかかわる決定的な対立は、市民運動団体と日本政府との間では、おそらくない。

韓国政府も河野談話の発表直後にこれを評価していたことはすでに述べた。そして、その後、それ以上の事実認定を強く迫ったわけではない。つまり、中間報告書で依拠した吉田証言や、史料として紹介した元慰安婦の証言で述べられていたような、軍人、警官の直接的な強制連行をそのまま事実と認めるべきとは考えなくなったと見てよいだろう。もっとも、慰安婦の動員が日本帝国の国家権力とその法令によるというような説明が、韓国政府の行政機構の一部の文書には確かに見られる。2016年に出された、対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会がまとめた報告書では、「国家権力と法的根拠に従って強制動員された朝鮮人たちの類型は〔中略〕軍人の動員、軍務員の動員、労務者動員および慰安婦動員（企業慰安婦等を含む）など4つに区分される」と述べている⁴⁶。ただし、この報告書では「慰安婦の動員」の根拠となる法令が何であるかは提示されていない。これに関連する記述は、強制動員が本格化するのには国家総動員法制定以降であり、そのもとで勅令や閣令、省令等が発せられた等といったことのみである。つまり、様々な法令によって構築された強権的な植民地における戦時動員体制が存在し、それが背景となって慰安婦が生み出されたという、ごく当然の事実を述べたと読むことができる。そうであるとすれば、これは、国家総動員法をもとに慰安婦を動員したわけではないという日本政府の説明や、それを前提として河野談話の内容を解

河野談話について、慰安婦問題を引き起こした加害の主体が軍であることをはっきり認めていない、という批判の文章を載せている。https://fightforjustice.info/?page_id=2475

⁴⁵ 第12回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議「日本政府への提言 日本軍「慰安婦」問題の解決のために」。<https://apijif.org/data/4331jp2.pdf> 朝鮮語によるものは、日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯（일본군성노예문제해결을위한정의기억연대）のサイトに掲載されている。<https://womenandwar.net/kr/%ec%9e%90%eb%a3%8c%ec%8b%a4/?mod=document&pageid=1&uid=105>

⁴⁶ 対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会『委員会活動結果報告書』2016年、121頁、原文朝鮮語。

積する者との間で根本的な認識の変革を迫る議論を引き起こすものではない⁴⁷。

史実をめぐる議論自体が膠着状態に陥っているなかで、(2015年の日韓政府の合意はあったものの)慰安婦問題についての政府レベルでの新たな施策や市民団体の大規模な行動提起も少なくなっている。そして、市民社会のなかでは、慰安婦の痛みを思い、それを和らげるために何かを行おう、行うべきだと考える人は減少していった。日本では、21世紀に入ってからは、慰安婦の受けた被害について語る者を「反日」、つまり日本国家や日本人に敵対するかのように見なし、それらは虚偽だという主張が声高に叫ばれるようになった。その影響力は決して無視できるようなものではなく、むしろ新刊書店の韓国や歴史問題に関係するコーナーではそうした書籍のほうが目立っている。

こうした変化があることを、元慰安婦への補償をするべきという意見が多数派であった、1993年の世論調査の時点で予想していた者はおそらくいなかっただろう。むしろ、時間の経過は、慰安婦問題解決に向けた状況の好転につながるはずだった。前述のように、この時点では年齢層が若いほど、元慰安婦に対する補償に肯定的な傾向があったためである。この世を去っていく順序は、通常は高齢の人びとからであり、そうであれば、補償をすべきという人びとが次第に多数となっていくという見通しを持つのは自然なことであった。

しかし、現実はそのようには推移しなかった。そして、その後、同じような世論調査は実施されていないが、1993年時点で若い世代(20～30歳代)であった、したがって現在の50～60歳代の人びとがかつてと同じような認識を維持しているとは考えられない。2019年に実施された朝日新聞社の世論調査によれば、韓国を嫌いとする者は、高齢層で高い傾向が見られる。この時点で40歳代、50歳代、60歳代(1993年で20歳代、30歳代、40歳代)で韓国を嫌いとする者の比率はそれぞれ25%、33%、36%(好きとする者の比率は、12%、11%、10%)となっている⁴⁸。元慰安婦への補償問題についての態度と韓国への好悪とが完全に連動するわけではないにせよ、かつて、元慰安婦への補償に肯定的であったがこの間、意見を変えた、かつての若者が相当数いるという推測は可能であろう。

⁴⁷ なお、これ以外にも、韓国においては、裁判所の判決文で、法令と「慰安婦動員」との関係について事実認定をしているものがあることが注目される。元慰安婦の訴えを認めて日本政府に損害賠償を命じた、2021年1月8日付のソウル中央地方裁判所の判決文では、「日本帝国は...『慰安婦』を管理する方法を考案し、これを制度化し法令を整備して軍と国家機関が組織的に計画を立て、人力を動員、確保して歴史に前例を見ない『慰安所』を運営した」などと記している。しかし、この判決文でも、慰安婦に関連する法令の整備が具体的に何を意味するのかが明記されていない。判決文については日本語訳を掲載している、山本晴太弁護士のサイト「法律事務所の資料棚」を参照している。
<http://justice.skr.jp/koreajudgements/30-1.pdf>

⁴⁸ 『朝日新聞(デジタル記事)』2019年9月17日付「韓国「嫌い」、年代上がるほど多い傾向 朝日世論調査」。<https://digital.asahi.com/articles/ASM9J3T0LM9JUJZPS004.html>

ではなぜ、そのような現象が起きたのだろうか。様々な要因が関係していることは確かとして、推測しうる理由としてはまず、日本社会のマスコミ等での史実の使われ方、それに影響を受けた人びとの受け止め方の変化も関係しているはずである。慰安婦問題の焦点化の過程で語られて来たような国家権力の直接的かつ物理的暴力を用いた強制連行という認識は1993年では、確かに一部で疑義が指摘されていたものの、まだこの時点ではしばしば語られていた。元慰安婦の女性たちに補償すべきという意見を持っていた者のなかにはそれを前提としていた人びとは少なくないであろう。しかし、その後、むしろそうした事実がなく、それを語るのが問題であるかのような見解が盛んに述べられるようになっていた。これを受けて、前提として信じられていた史実が違っていたのだから、補償の必要はないと考えるようになった者はおそらくいるはずである。この過程での、日本社会における多くの人びとが何を史実と認識するかの変化には、日本帝国の加害を認めようとしぬ勢力による事実を歪曲した宣伝の力を無視することができない。そうした宣伝を続けて来た勢力への批判が加えられるべきであろう。

ただし、ここで同時に考えるべきこととして、果たして、戦争を知らない世代がどれだけ真剣に自分自身の問題として、慰安婦に関わる人権侵害と自己とのかかわりそれを生み出した要因が何であったかを意識してきたかという点がある。慰安婦問題を自己に関わる重要な問題と捉えていたならば、単に日本政府がいったん何かの措置をとったとして、元慰安婦の被害、それを生み出した歴史についてももう考えないということにはならないだろう。また、史実に関しても何が事実であるかを自分自身が主体的に検討するはずである。現実はそのような姿勢を示さずに、多くの人びとが、自身とは関係なく日本政府の「戦後処理」で問題は解決すると、楽観的に（あるいは安易にと言っているかもしれない）見通していたということなのではないだろうか。

この点、補償に否定的であったとしても、戦争を経験していた世代は、自身の問題としてより深くこの問題について考えていた様子が見えてくる。この点はすでにいくつかの新聞投書をもとに指摘した。しかし、日本帝国のイデオロギーを引きずっているかのようにも見えた、戦争を経験した世代の言葉を、その下の世代の者が丁寧に聞きながら、議論を深めていく作業は、1990年代から2000年代初頭にかけて十分になされてこなかった。そのようななかで、日本政府が謝罪や補償を一度行えば問題解決となると見通していた、戦争・植民地支配を知らない世代の日本人の間では、自国政府がこの問題に対応する施策をとったのだからそれでよいと考える者が少なからずいた。にもかかわらず、なお謝罪と補償を求める声があがる状況に直面して、これらの人びとが、いらだちを感じ、嫌韓の声に同調していく傾向がうまれたというのが、現時点における議論の帰結と言えそうである。

8. 新たな議論の課題と展望

以上、本稿では1990年代以降、解決をめざして様々な取り組みが続いてきた慰安婦問題について、史実の認識と市民運動、歴史研究、日本国内における世論等との関係に着目して論じてきた。これまで述べてきたように、慰安婦にかかわる史実では、本格的な歴史研究が不在であった当初から、日本国家の関与と強制連行という二つの論点に関心が集中して来た。この点は、法律との関係で事象をとらえる為政者の論理から言えば自由を制限した強制連行はないが、被治者の感覚からは、公権力による無理やりの動員であると認識された。そのようななかで、日本政府の調査と謝罪（被害当事者が名乗り出た後は、これに加えて補償）を求める市民運動は、官憲による法的、組織的な強制連行を認めるべきことを迫っていた。こうした状況に対応し、日本政府の調査についての説明として出された、1993年の河野談話は、為政者の論理と被治者の感覚双方を否定せず、官憲の関与、意思に反した連行を認めたものであった。

時期を同じくして、それ以前に知られていた証言等から日本帝国とその軍隊による組織的かつ奴隷狩りのような強制連行というイメージは、史料批判を通じて、否定されていくことになる。そのことから、日本帝国の加害の史実自体を認めようとしめない動きも強まるが、そうであるがゆえに他方で、日本政府の法的責任を認定した上での謝罪と補償を要求する市民運動や歴史研究も活発となった。そこで力が注がれたのは、慰安婦の被害が日本帝国の組織的な動員によるものであること、そこでの強制性の立証であった。その過程で多くの事実が明らかになったことは高く評価できる。ただし、その結果として、為政者の論理において重視される点、すなわち法律に依拠して自由を制限した動員ではないとの見解が否定されるわけではない。そのようななかで、現状における慰安婦の史実をめぐる議論は膠着状態に陥っている。河野談話は否定されないまま、慰安婦とされた経緯についての国家の組織的関与と強制性をできるだけ制限して解釈するか、逆にそれを大きなものとして見るかの対抗が続いているのである。

このように議論が推移してきた過程で、元慰安婦への補償に積極的な意見が多かった日本社会の世論は変化していった。これは、必ずしも国家による強制連行とは言えない実態があることが明らかになり、それが知られていったことが関係しているだろう。つまり、国家による強制連行でなければ、補償の必要はないと考える者もいたということである。また、これは、慰安婦の被害を自身の問題として深くとらえる傾向が、戦時に生きていなかった世代（＝1990年代以降、社会の多数派となっていく世代）においては薄かったことも関係しているだろう。

以上が、本稿のまとめとなる。これを踏まえて、今後のこの問題にかかわる歴史研究がどうあるべきかについての考えを述べておく。

慰安婦問題の解決については、被害当事者を支援して来た市民団体は、現在も日本政

府の法的責任の認定の上での謝罪と補償を掲げて活動している。そうした団体は慰安婦とされた女性たちの受けた被害が国家の組織的な違法行為によっており、そこで被害当事者に加えられた強制を明確に認めるように訴えている⁴⁹。これに賛同する者が考える歴史研究の課題は、この点についてより精緻化した実証を蓄積していくということになるだろう。

だが、議論と研究が、日本帝国とその軍隊がいかに深く組織的に「慰安婦の動員」を遂行したかに集中することが、必ずしも市民社会に根差した歴史問題の和解を促進する効果のみをもたらすとは限らない。このことは、慰安婦の被害を生み出したうえで責任を持つべきは国家であり、自分自身が考えるべき問題ではないという意識をそのままとしかねないためである。

そうであるならば、むしろ今後、積極的に行うべきは、慰安婦とされた女性たちが受けた被害について市民一人ひとりがどのように関係しているのかを意識させるような歴史研究であるということになるだろう。もちろんそれは、容易なことではない。慰安所を利用した元軍人ら、慰安婦の要員確保や慰安所の経営に携わった民間人の多くはこの世を去っているし、そもそもそうした人びとの証言は残りにくい。また、より多くの人がこの問題を考えるべきであるとすれば、そうした直接、慰安婦とかかわりをもった者だけについて責任を問うべきではないだろう（そうした人びとの責任の重さは、慰安婦との接点を持たなかった者と異なることは当然であるにしても）。

となると、植民地支配のもとでの社会空間がいかなるものであり、そこでの民族関係がどうであったか、あるいは、宗主国本国にいた者も含めて支配民族である日本人が被支配民族である人びとや植民地支配についてどう認識していたかを明らかにし、そのことと慰安婦の被害とのかかわりを考えることが課題となるだろう。

これは、ごく当たり前のことであり、これまでもまったくなされて来なかったわけではない。ただ、そこでの研究は、ともすれば、日本帝国の強固な権力が隅々まで植民地の民衆を管理し、統制する、日本帝国の政策がストレートに植民地に持ち込まれて浸透するというイメージをもって進められて来たのではないだろうか⁵⁰。これは、被治者の

⁴⁹ 韓国挺身隊問題対策協議会「日本軍「慰安婦」問題解決のための日韓外相会談合意に対する挺対協の立場」、2015年12月28日。「レイバーネット」のサイトでの日本語訳での掲載を参照。

<http://www.labornet.jp/org/news/2015/1229seimej>

⁵⁰ この点に関連して言えば、近年になって、慰安婦問題を論じて来た歴史学者によって、植民地における遊郭や日本の公娼制の展開についての研究成果が発表されている。金富子・金栄『植民地遊郭』（吉川弘文館、2019年）、吉見義明『買春する帝国』（岩波書店、2019年）などがそれにあたる。慰安婦がどのように集められたかを考える上で、朝鮮における売買春のあり方を明らかにする作業は重要で、貴重な研究と言える。だが、そもそも、朝鮮における遊郭の数やこれに関連する仕事（芸妓・娼妓等のほか、そうした女性を遊郭等に紹介する業者、遊郭の経営者など）に就いている者の数は、日本内地に比べるとかなり少ない。言い換えれば、朝鮮における公娼制の広がりには限定的なのである。したがって、問題とすべきは、日本の警察が免許を与えて管理把握する公娼制の枠内での売買

感覚からの植民地体験の記憶とも合致するものであるが、実態とは微妙な乖離がある。植民地統治の公権力が見えない、あるいは見逃さざるを得ない、被支配民族の独自の社会空間は戦時の総力戦体制期も含めて存在した。また、強固に見える権力は完全無欠の能力を持つわけではなく、自分たちの意図しないところで、結果として違法行為を統制の外に置いたり、黙認したりすることもありうる。そうした実情、被支配民族にかかわる様々な活動を視野に入れることで、為政者の論理が視野の外に置こうとしてきた史実が見いだされることになる。また同時に、強大な権力が日常生活にも浸透しているかのような被治者の感覚についての理解を深めることにもつながるはずである。

そのことによって、なぜ就業詐欺や略取誘拐のごとき行為での慰安婦の要員確保が朝鮮においては横行したのかが、より説得的に説明されるようになるのではないだろうか。同時に、そうした事例も含めて国家による強制連行であるとして、被害当事者をはじめとする、韓国・朝鮮の人びとがとらえたのはどうしてなのかについて、日本人の間でも理解が深まっていくと思われる。そうした作業が、慰安婦問題についての市民社会における議論を深化させ、和解の基盤を醸成していくはずである。

春や人身売買のシステムではなく、その外にある朝鮮社会の状況の把握にほかならない。なお、植民地朝鮮と日本内地との売春にかかわる人身売買の状況と慰安婦とのかかわりについては、拙稿「娼妓等周旋業と慰安婦の要員確保——日本内地と朝鮮との比較」(『龍谷大学経営学論集』第61巻第2号、2022年)において、考察を試みている。

